(仮 訳)

## プレス・リリース

2013 年 3 月 22 日 バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会が「信用保証取引のコスト認識」(Recognising the cost of credit protection purchased) に関する市中協議文書を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、銀行が一定の高コスト信用保証取引を行う場合の資本賦課を強化する提案を公表した。

バーゼル委は、かねて、一定の信用保証取引に伴う<u>潜在的な規制裁定取引への懸念</u>を表明していた。その際、当該取引の動向への監視を継続し、必要であれば、国際的に調和のとれた「第 1 の柱」(最低資本基準)による対応を検討することを言及していた。更なる検討を経て、バーゼル委は、より包括的な第 1 の柱による対応に関する提案を推し進めることを決定した。

バーゼル委は、信用保証の購入が効果的なリスク管理ツールとなりうることを認識している一方で、提案されている変更には、信用保証の便益だけでなく、コストについても規制資本の中で適切に認識されることを確保する狙いがある。これは、銀行に対して、一定の状況において、信用保証のプレミアムの現在価値を計算のうえ銀行のエクスポージャーとして認識し、1250%リスクウェイトを適用することを求めるものである。

この提案に対するコメントは 2013 年 6 月 21 日(金)までに、電子メールにより baselcommittee@bis.org 宛に提出するか、もしくは、「Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland」宛に郵送してもらいたい。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密扱いを要求しない限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表される。